

令和3年11月25日開会

民 生 環 境
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

民生環境常任委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和3年11月25日(木)  
組合議会定例会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 委員長の互選

~~~~~

出 席 者 (7名)

委員長	今 城 雅 子	副委員長	勝 部 俊 徳
委 員	国 頭 靖	委 員	戸 田 隆 次
委 員	岩 崎 康 朗	委 員	足 田 法 行
委 員	山 本 芳 昭		

~~~~~

## 欠 席 者 (1名)

委 員 景 山 浩

~~~~~

説明のため出席した者

事務局長	三上 洋	事務局施設管理課長	本池 将
事務局施設管理課環境企画室長	林原 昭夫	事務局施設管理課主任	安藤 将大

~~~~~

## 議 会 担 当 職 員

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 書記長 | 針田 智子 | 書 記 | 近藤 隆 |
|-----|-------|-----|------|

~~~~~

1 開 会 (午後3時50分)

○**勝部臨時委員長** それでは、ただいまから民生環境常任委員会を開会いたします。本日は、組合議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長委員であります私が臨時委員長を務めさせていただきます。議事進行につきまして、よろしくようお願い申しあげたいと存じます。なお、本日は景山浩委員から欠席の届出がっておりますので、御報告をいたします。

~~~~~

## 2 委員長の互選

○**勝部臨時委員長** 早速ではございますが、日程第2、委員長の互選に入りたいと存じます。まず、委員長の互選について、担当から説明をお願いいたします。

○**針田書記長** 委員長。

○**勝部臨時委員長** 書記長。

○**針田書記長** 組合議会委員会条例第7条第2項によりますと、委員長は委員会において互選すると規定されておまして、過去の例で申しあげますと、委員長はこれまで米子市議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○**勝部臨時委員長** ただいま、担当から、委員長は米子市議会選出の委員が務めてこられた経緯があることの報告がございました。引き続き、米子市議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**勝部臨時委員長** 御異議なしと認めます。それでは、どなたか委員長を御推選いただきますようお願いいたします。

○**国頭委員** 委員長。

○**勝部臨時委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 今城委員を推選したいと思います。

○**勝部臨時委員長** ただいま、委員長に今城雅子委員を推選する旨の声がありましたが、今城委員を委員長の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**勝部臨時委員長** 御異議なしと認めます。よって、今城委員を委員長の当選人とすることに決しました。委員長が決定いたしましたので、進行を委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。それでは今城委員長、委員長席へお願いいたします。

○**今城委員長** ただいま、委員長に御推挙いただきました今城雅子でございます。

本委員会が、委員の皆様の自由闊達な御意見を頂戴しながら、圏域住民の付託に応えられるよう、公正公平な委員会運営に努めて参りますので、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

追加日程 1 副委員長の互選

○**今城委員長** この後は、委員長の互選後の日程書のとおり行いたいと思います。それでは日程 1、副委員長の互選を行います。まず、副委員長の互選について担当から説明をお願いいたします。

○**針田書記長** 委員長。

○**今城委員長** 針田書記長。

○**針田書記長** 過去の例で申し上げますと、副委員長は、町村議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○**今城委員長** ただいま、担当より、副委員長は町村議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がございました。引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議がないということですので、どなたか副委員長を御推選いただきたいと思います。

○**山本委員** 委員長。

○**今城委員長** 山本委員。

○**山本委員** 勝部委員を推選いたします。

○**今城委員長** ただいま、勝部委員を副委員長にという推選がございましたが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議がないようですので、勝部委員を副委員長の当選人とすることに決しました。勝部副委員長、御挨拶をお願いいたします。

○**勝部副委員長** ただいま選出されました勝部でございます。今後は委員長を補佐し、円滑な委員会運営に努めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

### 追加日程 2 審査事項

○**今城委員長** 引き続き、日程 2、審査事項に入りたいと思います。先ほど、本会議から付託されました議案 2 件について審査をいたします。議案第 12 号、鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○本池施設管理課長 はい、委員長。

○今城委員長 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 それでは、議案第12号を説明させていただきます。議案概要と議案を用いまして説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。まず、議案概要のほうでございますが、議案第12号、鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定でございます。こちらの制定理由につきましては、本組合規約によって定めます共同処理する事務のうち、広域福祉センターに関する事務を令和4年3月31日をもって廃止することに伴いまして、本組合の関係する条例について所要の整理を行いたいというふうに考えておるものでございます。制定内容につきましては、議案3ページ目を御覧いただけますでしょうか。組合規約の変更に伴う関係条例の整理に関する条例ということで、横長の新旧対照表をつけてございます。まずこちらは、うなばら荘条例の廃止でございます。続きまして、本組合の分賦金条例の一部を次のように改正いたすものでございます。新旧対照表の右側、改正前でございますが、別表第4、3項に、広域福祉センターの区分そのものを削除させていただくものでございます。これに伴いまして、別表第5の3項の削除によって、それぞれの番号を繰り上げるものでございます。裏面、4ページ目でございますが、こちらのほうに施行期日、こちらは令和4年4月1日を施行日といたしております。この中でそれぞれ2項から4項につきまして、経過措置を設けているものでございます。まず、うなばら荘条例の廃止に伴います経過措置といたしまして、この令和4年4月1日以降に指定管理者の令和3年度の事業報告書の作成及び提出の期間が必要でございますので、経過措置を設けておるものでございます。また続きまして、この4項目でございますが、こちら令和4年度以降の5月を予定いたします施設の引渡しまでの間に維持管理費が見込まれますので、これは改正前の分賦金条例の規定において経過措置を設けているものでございます。説明は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 はい、戸田委員。

○戸田委員 今、いわゆる条例改正をされるわけですけれども、これ、うなばら荘の起債は残ったんですか。

○本池施設管理課長 はい、委員長。

○今城委員長 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 起債の御質問でございますが、うなばら荘の工事に関します起債が残っておりますので、こちらにつきましては一括償還を検討していると

ころでございます。

○**戸田委員** 委員長。

○**今城委員長** はい、戸田委員。

○**戸田委員** 起債が残っておれば、それでまあ組合の規約の調整を各構成市町村にも、規約に関する条例改正を本12月の定例会にかけられとるというふうにするんですけども。まあそれで起債が例えば1億残っておれば、規約がなくなってしまうと。しかしながら、起債が残っておればその起債償還を継続していくのか、繰上償還するのか、その辺の方針は固まっておるんですか。

○**今城委員長** 林原施設管理課環境企画室長。

○**林原施設管理課環境企画室長** すみません。起債でございますけれども、約2,000万円ほど、数年前にありました工事の分の、建てたときの起債ではないんですけども補修工事の分の起債が残っておりますので、その2,000万の起債につきましては、後にまた補正予算編成する予定ではございますけれども、一括の繰上償還という形で、今年度の間で返す方向で今、事務を検討しているところでございます。

○**今城委員長** ほかにございませぬか。ほかにないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様のお意見を伺います。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ほかにないものと認め、討論を終結いたします。これより、本件について採決をいたします。議案第12号、鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第13号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○**本池施設管理課長** 委員長。

○**今城委員長** 本池施設管理課長。

○**本池施設管理課長** それでは、議案第13号を説明させていただきます。鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例でございます。こちらの改正理由といたしまして、成年被後見人等の権利の制限に係ります措置の適正化などを図るために、関係法令の整備に関する法令の趣旨を踏まえまして、火葬場の指定管理の指定を受ける法人の欠格条項の見直しを行うため改正しようとするものでございます。改正内容につきましては、議案6ページを御覧ください。火葬場条例の一部を改正する条例といたしまして、新旧対照表を同じく付け

でございます。まず、こちらにつきましては、指定管理者の指定を受ける法人の欠格条項を13条に規定しております。この13条の規定につきまして、後見人制度の整備法の法律の趣旨を踏まえまして、指定を受ける法人の役員などが成年被後見人などであることを理由に欠格などの不当な扱いとならないように、この項目を削除するものでございます。この条例の施行期日は、公布の日からとさせていただきます。説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆様  
の質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ほかにないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様  
の御意見を  
お願いいたします。別  
にないものと認め、討論を終結いたします。これより、本件について採決いたします。議案第13号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました議案の審議は、全て議了いたしました。

~~~~~

追加日程3 所管事務調査

○今城委員長 続きまして、日程3、所管事務調査に入ります。調査事項は2件です。これらについて、当局より順次報告を受けたいと思います。初めに、1、うなばら荘の民間譲渡に係る優先交渉権者の決定についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○本池施設管理課長 はい、委員長。

○今城委員長 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 それでは、うなばら荘の民間譲渡に係る優先交渉権者の決定について、資料1-1また1-2、1-3で説明させていただきます。まず1番目の項目といたしまして、事業者の募集ということですが、こちらは8月16日から9月30日の間の期間で公募プロポーザルにて募集を行ってございまして、提案事業者としまして1者の参加があったものでございます。この提案のあった事業者さんでございまして、株式会社ヤードクリエーションさんでございまして、こちらは、書店また知育玩具店、また不動産賃貸業を営む事業者さんでございまして、この事業者さんから提案、2番目の提案概要をいただいております。詳細につきましては、別紙1の資料1-2で説明させていただきます。提

案概要といたしまして、まず 1 番目に、施設の利活用に係る基本方針といたしまして、国内外のトライアスリートをメインターゲットとする宿泊施設を中心といたしまして、アスリート特化型の施設として利活用されるもの、という提案がございました。また 2 番目に、地域の活性化に関する事項といたしまして、地域貢献への取組ということで、鳥取県西部エリアをスポーツツーリズムやアドベンチャーツーリズムで活性化することを趣旨とされまして、皆生の日本トライアスロン発祥の地というブランドを生かして県内また国内外の観光客を地元へ誘客して、地域の活性化を図りたいというふうな提案がございました。また、その下の部分でございますが、職員の継続雇用につきましては、原則として現在のうなばら荘の職員さんを継続雇用していただく方針で提案がございました。続きまして、裏面でございます。3 の、事業の計画性、実現性また継続性に関する事項といたしまして、まず、改修の工事期間でございますが、5 カ月程度を見込まれまして、令和 4 年の秋から冬の営業開始を予定されるということでございます。また、この事業の開始に当たりまして、金融機関による融資を主たる資金調達という計画を立てておられます。また、この提案説明会にも金融機関の担当者の方が同席されまして、地域の創生に関する提案に最大限のバックアップをしたいというふうな提案をいただいております。事業の実施の体制といたしまして、業務の提携先からの運営支援を受けながら、宿泊や温泉管理などの基幹業務を現状の職員さんとともに行われるというふうなことの提案がございまして、その中で、施設は高付加価値な施設とすることで高利益化を図り、初期投資額については 10 年から 15 年、原状回復のための資金といたしまして 10 年から 15 年で回収する収支計画を立てていただいております。また、この財務状況につきましては、当期純利益は 3 期連続の黒字ということになってございます。不動産賃貸事業が安定的に収益の確保に貢献されているという提案でございます。この宿泊施設には温泉施設の管理実績はございませんが、自社の接客や顧客管理のノウハウまた人材育成や管理ノウハウを生かすことで、提携先の企業からの知見を加えながら運営を継続していくということを提案いただいております。説明は資料の 1 にお戻りいただきまして、2 の (2) でございますが、事業者さんからの譲渡希望価格といたしましては、41 万 5,800 円ということを提案いただいております。この提案を基に事業者選定委員会を開催いたしまして、10 月 5 日に選定委員会を開催いたしてございまして、委員の構成といたしましては、この表のとおりでございまして、提案事業者のほうのプレゼンテーションによる提案審査を行っていただいております。審査結果といたしましては、選定委員さんが全て 60 点以上でありましたことから、ヤードクリエイションさんを最優秀提案者ということで選定いただいております。続きまして、裏面 2 ページ目でございますが、こちらで優先交渉権者の決定というところで、この選定委員会の審査結果を踏まえまして 11 月 9 日開催の正副管理者会議において協議をいただきまして、株式会社ヤー

ドクリエーションさんを優先交渉権者と決定させていただいております。5番目、今後の主な事務スケジュールを3通りにまとめてございます。まず、優先交渉権者さんとの手続についてでございますが、今現在、優先交渉権者さんと建物の売買契約、仮契約の締結に向けて準備中でございます。来年の2月の建物売買契約の本契約の締結を行った後に、令和4年度になります。5月に建物の引渡しを予定しております。続きまして、構成市町村議会の12月定例会に、こちらに記載しております建物の譲渡、土地の無償譲渡またうなばら荘基金の解散に関する財産処分案を上程させていただきまして、次に、組合議会の2月定例会で財産処分案のほう、建物の譲渡の財産処分案、またうなばら荘基金の廃止条例案、またうなばら荘の廃止に係ります補正予算案を上程させていただきまして、予定でございます。詳細につきましては、資料1-3でございます。こちらの説明させていただきますが、この真ん中の部分で見え消しになっている部分がございます。この⑥の優先交渉権者による開発許可の申請の部分、見え消しにしてございまして。今回、この提案の用途が同業種の用途で提案がございましたことから、4か月間見込んでおりました開発審議許可の審査の期間がなくなりましたので、それぞれのこの財産処分の方法につきまして、それぞれ構成市町村さんでお願いするという議案でございますが12月。また、組合議会での議案の上程を2月に前倒しさせていただいております。その後、5月の譲渡に伴いまして、それぞれ建物・土地の所有権移転をいたしまして事業を終了する予定でございます。説明は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆様からの質疑、御意見を願いたいします。国頭委員。

○国頭委員 ちょっと事前にお電話したときにも聞いたかもしれませんが、1者だったということで、競争がなかったということで、最初は競争になるかなと思ってたんですけど、まあ1者ということで残念だったなあと思うんですけども。評価点数ですね、60点以上だったという、皆さんがですね、ということですけど、その評価の点数の、この項目については平均は幾らだったとかいう評価点数ってというのは、表にしてまた教えてもらうというのはできるんですか。

○本池施設管理課長 はい、委員長

○今城委員長 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 評定の取りまとめの表につきましては、後ほど整いましてから御提示させていただきたいというふうに考えております。よろしく願いたいします。

○今城委員長 国頭委員。

○国頭委員 それから、土地の譲渡ってあったんですけど、これは、すみません、ちょっと認識間違いで。土地を日吉津村さんが持ってて、賃貸じゃなかったでしたっけ。すみません。

○**今城委員長** 林原施設管理課環境企画室長。

○**林原施設管理課環境企画室長** すみません。スケジュール表の、土地の譲渡のところでございますが、現状はですね、日吉津村さんのほうから一旦うなばら荘の運営をするという形で譲与いただいておりますので。ただ、条件が、うなばら荘の広域福祉センターの利用のために使うのであれば譲与するというところでございますので、今回うなばら荘の利用がなくて終わりますので、日吉津村さんのほうに返還をするような形になりますので、うちの所有権であるというふうには一旦今なっておりますので、日吉津村さんのほうにお返しすると申しますか、まあ無償譲渡でお返しするというような形で、そういう条件を書かせていただいております。

○**国頭委員** はい。

○**今城委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** ということは、譲渡ってことですね。に、なるっていうことですね。確認ですけど。

○**今城委員長** 組合から日吉津村さん、日吉津村さんと交渉権者さんというその関係をお聞きになっていらっしゃるの、そこら辺のことをきちんと答えてあげてください。林原施設管理課環境企画室長。

○**林原施設管理課環境企画室長** 申し訳ございませんでした。今はうちのほうの所有になっておりますので、日吉津さんに一回譲渡という形でお戻しします。それでその後、日吉津村さんと優先交渉権者さんのほうが賃貸借契約を結ばれて、日吉津村さんのほうから優先交渉権者に賃貸されるというような形でございます。申し訳ございませんでした。

○**今城委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** すみません。分かりました。そしたら、日吉津村さんは期間とか金額というのは決まってるんですか。あの、賃貸される。

○**本池施設管理課長** はい、委員長

○**今城委員長** 本池施設管理課長。

○**本池施設管理課長** まず、賃貸の金額でございますが、募集要項に記載しております、こちらのほうが約424万8,000円という年額で、こちらのほうで提示させていただいております。また、期間のほうにつきましては、ただいま優先交渉権者さんと日吉津村さんとの協議を進められているということを伺っております。

○**国頭委員** はい、委員長。

○**今城委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 建物は41万5,800円で購入されるということだと思っておりますけど、譲渡希望価格ということで。大分差がありますけども。これが本当、もしもうまくいかなかって、事業を止められた時にはどうなるんですか。更地にして

返すとか、そういうとこまで詰められているんですか。

○本池施設管理課長 はい、委員長。

○今城委員長 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 この募集要項にも記載してございますが、事業を中止とい
いますか、やめられた際には、土地につきましては建物を解体していただいて更
地返還ということで、という取り決めになってございます。

○今城委員長 国頭委員。

○国頭委員 だから、この事業が駄目だった場合っていうことですね。ほかの事
業に転換というのはないということですね。多分そうだろうと思うんですけど。
はい、分かりました。それからですね、今現在、何人うなばら荘は働いておられ
て、西部広域というか、関与されてる、その何人。まあ、まだまだ次のところで
全然話しておられないと思いますけど、何かその再雇用してほしいとかですね、
そういった話は取っておられるんですか。うなばら荘の人からは。そんなことは
まだこれからですか。

○三上事務局長 はい、委員長。

○今城委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 日吉津村さんのまず職員の数ですけれども。これは、失礼いた
しました。うなばら荘の指定管理を受けていただいておりますのが、うなばら福
祉事業団というところがございます、このうなばら福祉事業団の代表が日吉津
の村長さんがされておりますし、総務課長さんが事務局長というポジションにい
らっしゃるといふうに伺っております、直接、職員の雇用の関係につきまし
てはですね、今言いましたように、うなばら福祉事業団でございますので、現段
階で詳細なところまでは聞いておりませんが、職員の数につきましては3
0人いらっしゃるというふうに記憶しております、20名が正職という形、1
0名が準嘱託というような形で記憶しております。その職員さん、事業者さんの
ほうからは、先ほど課長が御説明いたしましたように継続での雇用ということで
提案をいただいておりますけれども、具体的な人数等につきましてはですね、まだ
調整といいますか、詳細の作業ということはかかれてないというふうに伺って
おります。組合といたしましてもですね、やはり指定管理でお世話になったとい
うところもございますので、組合の立場でですね、職員継続雇用ができるように、
うちとしてもお願いをしまいたいというふうに考えているところでございま
す。

○国頭委員 はい。

○今城委員長 国頭委員。

○国頭委員 まあ職員さん、ちょこちょこ行くもので、ちょっと不安がっておら
れますので、その辺りですね、しっかりと西部広域も入っていただいて、事業者
さんと調整を是非していただきたいなというふうに思います。しっかりと、何人

雇用されるかというところも含めてですね、最終的に見守っていただけたらなあというふうに思っています。はい、これは要望でお願いしたいと思います。以上です。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ほかにはないようですので、当局からの説明を終わります。次に、2、旧し尿処理施設の民間譲渡に向けた事務の進捗状況についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○**本池施設管理課長** はい、委員長。

○**今城委員長** 本池施設管理課長。

○**本池施設管理課長** それでは、旧し尿処理施設の民間譲渡に向けた事務の進捗状況について、資料の2で説明させていただきます。この旧し尿処理施設でございますが、白浜浄化場でございますが、民間譲渡に向けての事務の手続きにつきましては、おおむね予定どおり進捗いたしております。こちらに記載してございますが、1から3の項目につきまして事務スケジュールと併せて記載させていただいております。この中で、今後環境省の財産処分の手続が完了いたしました後に、施設譲渡の入札を令和4年の2月から3月あたりになるものでございますが、行われる予定としております。施設の廃止につきましては、一番上に記載してございますが、廃掃法上の廃棄物処理施設として廃止届を提出してございまして、施設の都市計画といたしまして、こちらも廃止を米子市のほうに依頼してございまして、11月の17日に廃止の審査をいただいております。2番目の、不動産調査業務と不動産鑑定の部分でございますが、こちらは8月31日に不動産調査の業務を終了いたしまして、10月15日に不動産調査の結果を考慮した不動産鑑定評価を終了してしております。こちらの詳細は、裏面2ページ目にまとめてございます。不動産調査の結果といたしましては、このアスベストの検体がそれぞれ施設内から確認されております。また、ダイオキシン等の調査におきましては、バグフィルターなどの焼却灰に基準を超える重金属を確認しております。また、地下埋設物の調査といたしまして、コンクリート殻などが、旧施設の解体のコンクリート殻と思われませんが場内に存在するということを確認しております。また、土壌調査につきましては、汚染はないということを確認しております。また、それぞれこのアスベストと重金属につきましては、飛散性や漏洩性のない場所で確認しておりますので、施設の解体などに際しては適切な処置をして、暴露防止の対策をいたしまして処置を進めるものでございますので、特に問題はないと考えております。不動産鑑定評価のほうの考え方をまとめてございまして、こちらのほうで合計の土地、建物、設備の合計金額が1,095万円ということになってございまして。まず、土地につきましては再調達原価、申し訳ありません。施設の特異性から原価法を用いて、原価法による積算価格を用いて評価していただいております。

す。土地は、再調達原価から地上の建物の解体費また地下の埋設物の残存を考慮した額を控除いたしまして122万円という評価をいただいております。建物につきましては、再調達原価から建物の経年と施設内のプラント機械の設備の撤去費用、またこの地下埋設物の残存を考慮した額を控除いただいております。設備につきましては、市場価格はないということで、査定の対象外というようなことになっています。1ページ目に戻っていただきまして、財産処分の手続といたしまして、不動産鑑定の内容を確定いたしましたので、この内容で申請をしております。環境省に財産処分申請を10月25日に行っている状況です。この財産処分の進捗が約4カ月を見込んでおりますので、承認が早まった場合には、入札を前倒して対応する考えでございます。簡単でございますが、説明は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆様への質疑、御意見を御覧いただきます。よろしいでしょうか。別にならぬので、以上で当局からの報告を終わります。

~~~~~

### 3 閉 会

**○今城委員長** これをもちまして、民生環境常任委員会を閉会いたします。

(午後4時28分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生環境常任臨時委員長      勝   部      俊   徳

民生環境常任委員長      今   城      雅   子